

諮 問 第 3 8 2 号

環水大水発第1409081号

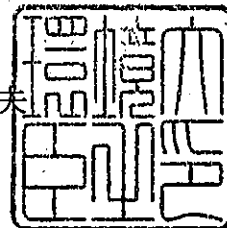
平成26年9月8日

中 央 環 境 審 議 会

会長 武内 和彦 殿

環 境 大 臣

望 月 義 夫



第8次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、第8次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により環境大臣が策定した第7次総量削減基本方針に基づき、平成26年度を目標年度として、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

この結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成状況は海域ごとに異なり、赤潮や貧酸素水塊といった問題も依然として発生している。また、「豊かな海」の観点から、干潟・藻場の保全・再生等を通じた生物の多様性及び生産性の確保等の重要性も指摘されている。

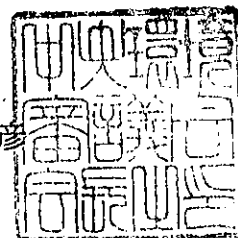
このような状況及び課題等を踏まえ、これらの海域における総合的な水環境改善対策を推進するため、第8次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第782号
平成26年9月8日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



第8次水質総量削減の在り方について（付議）

平成26年9月8日付け諮問第382号、環水大水発第1409081号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。